

四日市市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市都市公園条例の一部を改正する条例

四日市市都市公園条例（昭和38年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第8条関係）	
名称	位置
（略）	
中央緑地陸上競技場	四日市市日永東一丁目 中央緑地
中央緑地フットボール場	四日市市日永東一丁目 中央緑地
四日市ドーム	四日市市大字羽津甲 霞ヶ浦緑地
（略）	
霞ヶ浦運動用舟艇場	四日市市大字羽津甲 霞ヶ浦緑地
霞ヶ浦テニスコート	四日市市大字羽津甲 霞ヶ浦緑地
松原テニスコート	四日市市松原町 松原公園
（略）	

改正前	
別表第1（第8条関係）	
名称	位置
（略）	
中央緑地陸上競技場	四日市市日永東一丁目 中央緑地
中央緑地水泳競技場	四日市市日永東一丁目 中央緑地
中央緑地野球場	四日市市日永東一丁目 中央緑地
四日市ドーム	四日市市大字羽津甲 霞ヶ浦緑地
（略）	

霞ヶ浦運動用舟艇場	四日市市大字羽津甲 霞ヶ浦緑地
松原テニスコート	四日市市松原町 松原公園
(略)	

改正後			
別表第2 (第11条関係)			
種別		単位	使用料
(略)			
法第7条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、支柱その他これらに類するもの		年額 1本 900円
	電線その他これらに類するもの		年額 1メートル 66円
	送電塔その他これらに類するもの		年額 1平方メートル 660円
法第7条第1項第2号に掲げる物件	水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル未満のもの	年額 1メートル 110円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	130円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	330円
		外径が1メートル以上のもの	660円
法第7条第1項第3号に掲げる施設	道路、鉄道、公共駐車場その他これらに類する施設で	建築物 階数が1のもの	年額 1平方メートル Aに0.014を乗じて得た額
		階数が2のもの	

	地下に設けられるもの			乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.025を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.028を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
法第7条第1項第6号に掲げる工作物	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	日額	1平方メートル	24円
都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第5号に掲げる施設	警察署の派出所及びこれに附属する物件	年額	1平方メートル	1,000円

令第12条 第2項第7 号に掲げる 工事用施設	工事用板囲、足場、詰所その他の 工事用施設	月額 1平方メート ル	240 円
令第12条 第2項第8 号に掲げる 工事用材料 置場	土石、竹木、瓦その他の工事用材 料置場		
(略)			
備考 (略)			

改正前			
別表第2 (第11条関係)			
種別		単位	使用料
(略)			
法第7条第 1号に掲げ る工作物	電柱、支柱その他これらに類する もの	年額 1本	900 円
	電線その他これらに類するもの	年額 1メートル	66円
	送電塔その他これらに類するもの	年額 1平方メート ル	660 円
法第7条第 2号に掲げ る物件	水道管、 ガス管そ の他これ らに類す るもの	外径が0.2メート ル未満のもの	110 円
		外径が0.2メート ル以上0.4メート ル未満のもの	130 円
		外径が0.4メート ル以上1メートル未 満のもの	330 円
		外径が1メートル以 上のもの	660 円

法第7条第3号に掲げる施設	道路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	建築物	階数が1のもの	年額 1平方メートル	Aに0.014を乗じて得た額
			階数が2のもの		Aに0.02を乗じて得た額
			階数が3のもの		Aに0.025を乗じて得た額
			階数が4以上のもの		Aに0.028を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額		
法第7条第6号に掲げる工作物	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			日額 1平方メートル	24円
都市公園法施行令（昭和31年政令第290	警察署の派出所及びこれに附属する物件			年額 1平方メートル	1,000円

号。以下「令」という。) <u>第12条第5号</u> に掲げる施設			
令 <u>第12条第7号</u> に掲げる工事用施設	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	月額 1平方メートル	240円
令 <u>第12条第8号</u> に掲げる工事用材料置場	土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場		
(略)			
備考 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1に中央緑地フットボール場の項を加える改正 規則で定める日
- (2) 別表第1に霞ヶ浦テニスコートの項を加える改正 規則で定める日

(都市整備部市街地整備・公園課)